

常陸太田市教育委員会定例会（7月）会議録

- 1 日 時 平成30年7月18日（水）午前9時30分
- 2 場 所 常陸太田市役所 大会議室
- 3 出席委員 教育長 石川 八千代
委員 中村 和幸（教育長職務代理者）
委員 稲田 昌孝
委員 安西 仁人
- 4 欠席委員 委員 大金 隆子
- 5 事務局職員 教育部長 生天目 忍
教育総務課長 荷見 久志
指導室指導主事 梶山 啓 宮田 英男
生涯学習課長兼生涯学習センター館長兼西山研修所長 関 勝仁
文化課長兼郷土資料館長 岩間 勇二
スポーツ振興課長 木村 久男
図書館長 大久保 佳明
学校給食センター所長 増山 泉
- 6 会議録署名委員 安西 仁人 委員
- 7 議 案
議案第34号 平成31年度使用小・中学校教科用図書採択について
議案第35号 常陸太田市運動部活動の方針について
その他
(1) 廃校施設の利活用（民間事業者等公募）に係る学校区市民説明会について
(2) 常陸太田市障害児就学指導委員会委員について
(3) 学校給食の一部の提供停止について
- 9 閉 会 （午前10時55分）

教育長

それでは、ただ今から教育委員会 7 月定例会を開会いたします。

連日、猛暑が続いております。愛知県では小学 1 年生が校外学習後に熱中症による死亡事故がありました。また、西日本豪雨災害では死者 2 2 3 名を数えており、行方不明者も数多くいる状況です。暑さも相まって非常に厳しい避難生活となっております。学校防災については、もはや想定外では済まされない事態となっており、最悪の事態を想定しながら災害等に備えなければならない状況となっております。学校では今週の金曜日、20 日が 1 学期終業式となります。まだ数日残ってはいますが、これまでのところ大きな事故もなく過ごせたのかと思っています。また夏休みも子どもたちが安全に事故なく過ごせますよう指導してまいりたいと考えています。現場の先生方については、これまでの夏季休暇にあわせ、学校閉庁日をお盆の時期 3 日間設定したところです。教職員についても閉庁日ということで年休対応が基本となりますので、体調管理をしっかりと整え、業務が遂行できるようにしていきたいと考えております。

さて、本日の定例会ですが、委員は全員が出席となっております。事務局職員については指導室長のみが欠席です。会議録署名委員には安西委員にお願いをいたします。

本日の議案ですが、事前に配布いたしております日程表のとおりです。「議案」が 2 件、「その他」といたしまして日程表に 1 件ございますが、その他に 2 件、計 3 件予定してあります。

それでは、早速、議案第 3 4 号「平成 3 1 年度使用小・中学校教科用図書採択について」事務局から説明をお願いいたします。

教育部長

それでは議案第 3 4 号「平成 3 1 年度使用小・中学校教科用図書採択について」説明します。平成 3 1 年度使用の本市小・中学校（通常学級）及び小・中学校特別支援学級（知的障害）用教科用図書を採択するものです。内容については指導室指導主事より説明いたします。

指導室指導主事

この資料は、平成 30 年 7 月 11 日（水）に開かれまして茨城県第 1 採択地区教科用図書選定協議会での選定結果と採択結果になります。

まず、教科用図書の採択について説明します。資料の 12 ページをご覧ください。これは、義務教育諸学校の教科用図書の採択方式の関連図で、採択方式を図でまとめております。県では教科用図書選定審議会があり、そこで調査員会、調査員がおり研究結果の報告をしているところであります。本市が関係するところとしましては、資料の右側の太枠のところです。中段に第 1 採択地区教科用図書選定協議会という組織があります。これは、資料 11 ページの③採択地区に書いてあります、「市若しくは郡

の区域又はこれらの区域をあわせた地域に、教科用図書採択地区を設定しなければならない。」と義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第12条で決められています。本市は、北茨城市、高萩市、日立市とともに、4市で第1採択地区教科用図書選定協議会を共同開催しているものであります。教育委員等を含めた調査委員で構成された調査部会があり、各教科書の内容について調査研究していただいたところであり、また、11ページの④教科用図書の採択欄に書いてあるように、「当該採択地区内の市町村立の小学校及び中学校において使用する教科用図書については、当該採択地区内の市町村の教育委員会は、協議して種目ごとに同一の教科用図書を採択しなければならない。」となっています。そこで、本日は、教育委員会で、来年度使用する小・中学校教科用図書を採択していただきます。

資料9ページをご覧ください。「2 小・中学校教科用図書の検定・採択の周期について」に、小・中学校の採択の周期が示されています。平成31年度使用小学校通常の学級の教科用図書については、「特別の教科道徳」以外の教科書について新たに採択を行うことになっております。ただし、平成29年度検定において新たな図書の申請がなかったため、基本的には前回の平成25年度検定合格図書等から採択を行うこととなります。選定協議会の選定結果は、資料1、2ページに掲載されておりますのでご覧ください。

種目の欄をご覧くださいと、国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、保健、道徳の10種目でございます。細かくは、国語が、国語と書写、社会が、社会と地図に区分され、12種類でございます。表右側の教科書番号をご覧ください。表中斜線があるところについては教科書がありません。また2学年にまたがって記載のあるところ、例えば、社会の3年と4年については2学年、2年間で上下2冊の教科書を使うこととなります。なお、小学校の通常の学級の教科用図書の選定結果につきましては、今年度使用している教科書と同一の教科書となっております。

続きまして、中学校の通常学級用教科用図書について説明いたします。まず、資料11ページの⑤同一教科用図書を採択する期間をご覧ください。「法第14条の規定により種目ごとに同一の教科用図書を採択する期間は、学校教育法附則第9条に規定する教科用図書を採択する場合を除き、4年とする。」となっています。従いまして、中学校の通常の学級の

教科用図書については、平成 27 年度に採択しており、平成 28 年度から平成 31 年度まで 4 年間継続して使用することとなっており、選定協議会においては、継続採択となっております。結果につきましては、3 ページをご覧ください。種目の欄をご覧くださいと、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭、外国語の 10 種目でございます。細かく見ますと、国語が国語と書写、社会が地理的分野、歴史的分野、公民的分野、地図、音楽が一般と器楽合奏に区分され、15 種類あります。

資料の 4 ページ以降につきましては、特別支援学級の知的障害用の採択結果です。特別支援学級で使用する図書については、毎年採択替えのものとなります。これは通常学級とは違い、知的障害学級に在籍する児童・生徒の実態にあった教科書が選べるようにと、特別に検定教科書以外の図書を選んでいるものであります。表を見ていただくと、「型」の欄があります。A 型は軽度の知的障害対応の型で、検定済み教科書該当学年用及び検定済み教科書下学年用（以下検下本）から主に選定します。B 型は重度の知的障害対応の型で、文部科学省著作教科書、平成 30 年度用「一般図書一覧」（文部科学省初等中等局教科書課）を中心に選定しております。続いて使用学年の欄をご覧ください。検下とは検下本を表しています。また、星印と一般という表記があります。星印の表記については、文部科学省が著作した教科書を意味しているものであります。通常、星本と言われ、内容的には非常に易しく作られている教科書となっております。一つ星本、二つ星本、三つ星本が小学校で使用するものです。例えば、4 ページの国語 B では、3 年生から 6 年生まで、同じ教科書を使用することになります。内容としましては、簡単な漢字であったり、カタカナを使ったりしたものです。四つ星本は、中学校で使用するものです。一般とは一般図書で、書店で販売している図書であります。通常の教科書では知的に学習が難しい場合に、興味をもって取り組めるような図書を選んで教科書として使用することになります。第 1 採択地区教科用図書選定協議会で選ばれた教科書を本日展示してございます。

（手前）に小学校、（奥）に中学校と、これらの教科書が選定されておりますので、それぞれ見ていただいて採択していただきますようお願いいたします。さらに、4 ページ及び 6 ページの欄外の表記についてご説明いたします。昨今、特別支援学級在籍であっても、知的障害の特性は一人一人異なることや、通常の学級と特別支援学級における交流学习の増加に

に伴い、小学校においては、国語と算数、中学校においては、国語と数学と英語については、必要に応じて当該学年用の検定本の使用も可したいと思います。特別支援学級の知的障害用の教科用図書の採択をお願いします。

最後に、中学校の「特別の教科 道徳」の教科用図書について説明いたします。資料 8 ページをご覧ください。中学校は、学習指導要領が平成 33 年度から実施されます。それに伴い、「特別の教科 道徳」が平成 31 年度より先行実施されますので、教科書が新規採択となりますのでよろしく願いいたします。

(10 分程度 実際に教科書を見ながら内容を確認)

委員	理科の図鑑など、子どもたちは持ち歩くものですか？
指導主事	教科書ですので子どもたちが持ち歩くものです。ただし大きいもの、重いものについては、学校で保管しながら学習を進める場合もあります。
委員	特別の教科道徳について、教科書で授業を行うことが原則でしょうか、何かの資料を加えて授業を行うこともあるのでしょうか？教科書の内容が濃いので、教科書による授業をすべてやって、別に他の資料を用いて授業を進めるのも教諭側に余裕がないというか大変であると感じた。それとある教科書で「成人＝20 歳」という標記があった。今後、成人年齢の定義が変わるが、教諭側のフォローも必要になってくると感じた。
指導主事	教科書で授業を行うのが原則です。何かの資料を追加して授業を行うことも可能です。副読本とは違うので教科書をすべて使うことになります。
教育長	その他、ただいまの説明に対し何か質疑等がありますか？ 議案第 34 号「平成 31 年度使用の本市の小・中学校教科用図書について採決いたします。いかがでしょうか。なければ、御了承いただいたものとします。議案第 34 号は提案のとおり議決といたします。 最後に、事務局より文書の公開について説明をお願いします。
指導主事	資料の 11 ページの⑥に「採択の時期」と記載があります。採択は 8 月 31 日までに行われなければならないとされており、それまでは採択に係るものは非公開扱いとなります。9 月 1 日からは採択結果がホームページ等で公開されることとなります。本日の資料につきましても、取扱注意のほど、よろしく願いいたします。
教育長	それでは皆様よろしく願いします。 続いて、議案第 35 号に移ります。議案第 35 号「常陸太田市運動部活動の方針について」事務局より説明願います。
教育部長	それでは議案第 35 号「常陸太田市運動部活動の方針について」説明し

指導室指導主
事

ます。こちらは、茨城県運動部活動の運営方針に基づき、運動部活動の在り方に関する活動方針を明確に示し、各中学校における運動部活動の適切な運営が図れるよう本方針を策定するものであります。詳しい内容については指導室指導主事より説明いたします。

それでは、本市の「運動部活動の方針」について協議いただきます。よろしく申し上げます。

本市の「運動部活動の方針」は、今年3月にスポーツ庁が策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」に則り、5月に県教育委員会が策定した「運動部活動の運営方針」を踏まえ策定しました。策定に際しては、校長会長、中体連会長、中体連委員長と協議をし、また、県北の他の3市とも情報交換を行い、調整を図りながら進めてきました。

では、この方針の主な事項として、「休養日の設定」「活動時間」「朝の活動」「参加する大会等の見直し」「文化部の活動」についてご説明いたします。

まず、「休養日の設定」についてです。資料の6ページ4（1）のア及び7ページのウをご覧ください。学期中は、週当たり2日以上を休養日とします。これは、平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日はいずれかを1日以上を休養日を設定することです。また、週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替えることとなります。さらに、基本的に学校の閉庁日は、休養日とします。

次に、「活動時間」についてですが、資料の7ページのエをご覧ください。1日の活動時間は、平日を2時間程度、休業日は3時間程度とします。もし、通常の練習時間では、大会に向けた準備が十分に補えないと判断した場合は、校長のリーダーシップの下、学校全体で活動時間の調整をしてもよいとしました。

次に、「朝の活動」についてです。資料の7ページのオをご覧ください。原則として、朝の活動は行わないことにしました。ただし、総合体育大会や新人体育大会、駅伝大会の1か月前については、校長の判断により、朝、活動を行ってもよいとしました。さらに、放課後の練習時間が確保できず、大会が控えている時も、朝の活動を可能としました。

次に、「参加する大会等の見直し」についてです。資料の9ページをご覧ください。運動部が参加する大会数の上限の目安を総合体育大会・新人体育大会を含め、年間12大会、1か月当たり1大会程度としました。

最後に、「文化部の活動」についてです。基本的にこの「運動部活動の方針」に準じた取扱いであるということです。つまり、「休養日の設定」「活動時間」「朝の活動」「参加する大会等の見直し」について、同じよう

	<p>にするとということです。</p> <p>今後の流れとしましては、市教育委員会としては8月1日までに策定し、中学校へ周知いたします。学校では、市教育委員会から通知を受けたのちに、「学校の運動部活動に係る活動方針」を策定し、生徒・保護者等への周知期間を経て、10月1日までに運用を開始することとなっております。</p> <p>それから、本日、皆様のお手元に、今後、中学校が作成する資料を置かせていただきました。ご覧ください。</p> <p>2枚目は、中学校の運動部活動に係る活動方針の例です。3枚目は年間計画、4枚目は月別計画、5枚目は活動実績で、各部活動ごとに作成することになっています。</p> <p>以上で、本市の「運動部活動の方針」についての説明を終わりにします。よろしく申し上げます。</p>
教育長	ただいまの説明に対し何か質疑等がありますか？
委員	部活動の1日の活動時間について2時間程度とか3時間程度とか明記されていますが、活動時間は、中学生が自宅を出てからか？それとも学校などの活動場所に着いてからか？記入例の資料によると、集合時間が午前7時、練習時間が8時～12時とある。帰宅する時間まで考えると、さらに時間がかかる。このあたりが各校共通に市教委の意図が認識された方がよい。
指導主事	<p>活動時間は、練習を始める時間と終わる時間です。いわゆる全体でお願いしますのあいさつからありがとうございますのあいさつまでです。</p> <p>記入例にあるのは、例えばですが、県大会を控えている部活動強調活動月間をイメージしたものです。校長のリーダーシップのもと、活動時間を調整した場合の考え方として記入例を示したものです。認識が学校間で相違が生じないように、7ページ、(1)エの2段目に文言を記載してあります。</p> <p>この活動時間の意味合いは、練習の質が確保されなかったので、活動時間を確保するという意味ではありません。練習時間が確保されなかったので、早朝練習を行うものという意味合いのものです。</p>
委員	猛暑での活動制限を加えるなど、市教委としての考え方はありますか？
指導主事	これまでの対応では、猛暑日の活動については、活動に対する注意喚起を促す文書をその都度発出するものでありました。活動を控えるとか活動をしないとか一律にした考え方ではなく、校長の判断に委ねているところです。資料の運営チェックリストに危機管理体制の確保の項目があり、各

	校長が全体を管理していますが、この猛暑日の対応方については、中体連とも協議をし、市教委としての方針が各学校に伝わるよう徹底していききたいと考えています。
教育長	<p>その他意見等はありませんか？</p> <p>なければ、議案第35号「常陸太田市運動部活動の方針について」は原案のとおり議決いたします。以上で本日予定していた議案はすべて終了となります。続いて「その他」に移りますが、まず1点目、「廃校施設の利活用（民間事業者等公募）に係る学校区市民説明会について」事務局からお願いいたします。</p>
教育総務課長	「廃校施設の利活用（民間事業者等公募）に係る学校区市民説明会について」別紙、資料を用い、民間事業者等への公募に関し総じて異論はなかったこと、一部の体育施設利用団体からの要望が出され、現在調整中であることを説明。
委員	特になし
教育部長	<p>議案第27号「常陸太田市障害児就学指導委員会委員の委嘱について」（平成30年5月定例会）補足説明。</p> <p>障害児就学指導委員会条例施行規則により、委員の選出区分と定数の規定がある。委員会の運営に関し必要なものは教育長が別に定めるとなっている旨を説明。</p>
委員	特になし
学校給食センター所長	<p>「学校給食の一部の提供停止について」</p> <p>調理作業中に木片の混入が発見された。木片は給食センター内で使用している機器・器具のものではない。今後、原因究明と納入業者に対する指導を徹底していく。保護者へは本日付文書による状況説明文（お詫び）を发出する旨を説明。</p>
	<p>その他、何かありませんか？なければ、本日予定しておりました議案、その他の報告事項はすべて終了となります。</p> <p>その他、教育委員の皆さん、何かございますか？</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特になし <p>事務局各課等から何か連絡事項等ございますか？</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特になし
教育総務課	<p>次回教育委員会定例会（8月）日程について</p> <p>日時 平成30年8月23日（木）午後3時00分</p> <p>場所 市役所教育委員会会議室</p>

教育長

閉会 午後10時55分（所要時間1時間55分）